

第6回理事会議案書

公益財団法人

愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会

公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会第6回理事会

【議案】

- 第1号議案 副会長の選定について
- 第2号議案 2020年度事業報告及び計算書類等の承認について
- 第3号議案 文書及び公印管理規程等の一部改正について
- 第4号議案 評議員会の開催について

【報告事項】

- 報告事項1 特別顧問、顧問及び参与の決定について
- 報告事項2 職務執行状況について

【議案】

第1号議案 副会長の選定について

副会長は、以下のとおりとする。

氏名	所属等
加留部 淳	中部経済同友会代表幹事

第2号議案 2020年度事業報告及び計算書類等の承認について

2020年度事業報告及び計算書類等は、資料1のとおりとする。

第3号議案 文書及び公印管理規程等の一部改正について

下記の規程の一部を資料2のとおり改正する。

- 1 文書及び公印管理規程
- 2 情報公開規程
- 3 就業規程
- 4 育児休業等に関する規程
- 5 職員の給与に関する規程
- 6 旅費規程

第4号議案 評議員会の開催について

第5回評議員会を、以下の開催方法及び議題により開催する。

(1) 開催方法

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条及び定款第22条第1項の規定（決議の省略等）に基づき、書面により評議員会を執り行う。

(2) 議 題

- 第1号議案 2020年度貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認について
- 第2号議案 任期満了に伴う理事の改選について
※理事候補者選任案は資料3のとおりとする。

【報告事項】

報告事項1 特別顧問、顧問及び参与の決定について

特別顧問、顧問及び参与として以下の者を決定した。

役職名	氏名	所属等
特別顧問	十倉 雅和	一般社団法人日本経済団体連合会会長

役職名	氏名	所属等
顧問	清水 富雄	全国市議会議長会会長

役職名	氏名	所属等
参与	鈴木 俊二	愛知県小中学校長会会長
	新井 宏法	名古屋市立小中学校長会会長
	伊藤 司	名古屋市立高等学校長会会長
	安藤 健	株式会社岐阜新聞社名古屋支社支社長
	江頭 建彦	一般社団法人共同通信社名古屋支社支社長
	加藤 弘江	株式会社日刊工業新聞社執行役員名古屋支社長
	高島 信雄	株式会社毎日新聞社中部代表

報告事項 2 職務執行状況について

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第91条及び定款第26条第6項の規定に基づき、代表理事の職務の執行状況を、資料4のとおり報告する。

2020年度

事業報告

及び

計算書類等

愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会

目 次

	頁
1 一般財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会事業報告書 (2020年4月1日から2020年8月31日まで) ……………	1～2
2 一般財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会 計算書類等 (2020年4月1日から2020年8月31日まで) ………	3～9
3 公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会事業報告書 (2020年9月1日から2021年3月31日まで) ……………	10～11
4 公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会 計算書類等 (2020年9月1日から2021年3月31日まで) …	12～21

1 一般財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会事業報告書 (2020年4月1日から2020年8月31日まで)

(1) 大会開催に向けた着実な準備の推進

(オリンピック中核28競技)

- ・大会開催基本計画に仮決定として位置付けた35競技会場について、競技の円滑な実施に向けて、関係者の動線や諸室の配置などの運営計画の作成のため、国内競技団体や施設所有者等との調整を進めた。
- ・サッカーなど調整中の競技会場について、競技会場の仮決定に向けて、引き続き国内競技団体や施設所有者等との調整を進めた。

(オリンピック中核28競技以外)

- ・パリオリンピック追加候補4競技について、追加決定後(2020年12月7日決定)、速やかに競技会場を仮決定できるよう国内競技団体や施設所有者等との調整を進めた。

(2) 選手村計画の検討

- ・メイン選手村について、必要なサービス施設の諸元をまとめるほか、後利用施設の一時使用の方法、仮設施設の仕様や大会後の再利用等について検討を行った。
- ・選手村の分散については、先催大会を参考に競技ごとの参加人数を想定の上、必要な宿泊施設の確保の方法について検討を行った。
- ・第20回アジア競技大会選手村後利用事業者募集に係る選手村関連事項について、内容の検討を愛知県及び名古屋市と協力して進めた。

(3) 宿泊の検討

- ・先催大会の宿泊実績等に関する情報を踏まえつつ、大会関係者別の宿泊施設配置計画の検討を進めた。
- ・大会関係者の宿泊施設を確保するため、業界団体やホテル等への協力依頼を行った。

(4) 輸送の検討

- ・仮決定した競技会場について、選手団及び観客の輸送にかかる輸送手段や輸送ルート、必要な輸送力の推計、渋滞箇所等の課題の調査と対応案の検討を進めた。

(5) 宣伝活動

- ・ 杭州アジア競技大会組織委員会（HAGOC）との共同PR動画を発表（7月21日）した。この動画を愛知・名古屋と杭州双方においてイベントなどで活用するほか、WEB媒体や公共施設で紹介する等共同PRの取組を進めた。

(6) マーケティング

- ・ スポンサー獲得などを担うマーケティング専任代理店の選定手続を進めた。

2 一般財団法人 愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会計算書類等
(2020年4月1日から2020年8月31日)

貸借対照表

2020年08月31日 現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	336,292,057	220,513,856	115,778,201
未収金	406,736	54,953,000	△54,546,264
流動資産合計	336,698,793	275,466,856	61,231,937
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	3,000,000	3,000,000	0
基本財産合計	3,000,000	3,000,000	0
(2) その他固定資産			
什器備品	1,480,000	0	1,480,000
什器備品減価償却累計額	△123,333	0	△123,333
預託金	212,160,000	212,160,000	0
その他固定資産合計	213,516,667	212,160,000	1,356,667
固定資産合計	216,516,667	215,160,000	1,356,667
資産合計	553,215,460	490,626,856	62,588,604
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	4,321,726	73,936,830	△69,615,104
預り金	31,096	49,200	△18,104
賞与引当金	0	2,004,628	△2,004,628
流動負債合計	4,352,822	75,990,658	△71,637,836
負債合計	4,352,822	75,990,658	△71,637,836
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産	14,494,592	20,997,246	△6,502,654
寄付金	14,494,592	20,997,246	△6,502,654
(うち基本財産への充当額)	(3,000,000)	(3,000,000)	(0)
2. 一般正味財産	534,368,046	393,638,952	140,729,094
正味財産合計	548,862,638	414,636,198	134,226,440
負債及び正味財産合計	553,215,460	490,626,856	62,588,604

正味財産増減計算書

2020年04月01日 から 2020年08月31日 まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取負担金等	178,351,736	508,600,000	△330,248,264
愛知県受取負担金	118,630,000	302,431,000	△183,801,000
名古屋市受取負担金	59,315,000	151,216,000	△91,901,000
民間助成金	406,736	54,953,000	△54,546,264
受取寄付金	6,502,654	19,002,754	△12,500,100
受取寄付金振替額（指定正味財産から振替）	6,502,654	19,002,754	△12,500,100
雑収益	1,274	1,786	△512
受取利息	1,274	1,786	△512
経常収益計	184,855,664	527,604,540	△342,748,876
(2) 経常費用			
事業費	39,795,363	119,287,465	△79,492,102
給料手当	2,284,710	7,028,649	△4,743,939
賞与引当金繰入額	0	1,366,792	△1,366,792
法定福利費	1,967,025	4,560,982	△2,593,957
福利厚生費	0	14,875	△14,875
謝金	0	1,538,264	△1,538,264
旅費交通費	618,416	6,835,954	△6,217,538
消耗品費	544,854	758,473	△213,619
印刷製本費	943,428	1,446,321	△502,893
光熱水料費	128,810	282,088	△153,278
支払手数料	5,728	37,067	△31,339
通信運搬費	371,426	1,354,456	△983,030
広告宣伝費	787,800	35,203,028	△34,415,228
委託費	3,604,840	56,684,950	△53,080,110
賃借料	1,460,380	1,890,402	△430,022
減価償却費	123,333	0	123,333
消耗什器備品費	138,198	95,850	42,348
租税公課	41,977	120,295	△78,318
研修費	0	66,856	△66,856
廃棄物処理費	1,438	2,163	△725
雑費	26,773,000	0	26,773,000
管理費	4,331,207	14,678,123	△10,346,916
役員報酬	200,000	0	200,000
給料手当	1,209,553	3,280,036	△2,070,483
賞与引当金繰入額	0	637,836	△637,836

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
法定福利費	1,041,366	2,128,459	△1,087,093
福利厚生費	0	6,941	△6,941
謝金	0	1,371,536	△1,371,536
旅費交通費	66,685	1,034,902	△968,217
会議費	74,624	548,140	△473,516
消耗品費	272,378	353,955	△81,577
印刷製本費	345,721	674,949	△329,228
光熱水料費	68,193	131,641	△63,448
支払手数料	3,032	14,497	△11,465
通信運搬費	151,902	630,019	△478,117
委託費	53,650	2,892,038	△2,838,388
賃借料	773,141	877,010	△103,869
消耗什器備品費	47,977	15,750	32,227
租税公課	22,223	55,205	△32,982
研修費	0	24,200	△24,200
廃棄物処理費	762	1,009	△247
経常費用計	44,126,570	133,965,588	△89,839,018
当期経常増減額	140,729,094	393,638,952	△252,909,858
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	140,729,094	393,638,952	△252,909,858
一般正味財産期首残高	393,638,952	0	393,638,952
一般正味財産期末残高	534,368,046	393,638,952	140,729,094
II 指定正味財産増減の部			
受取寄付金	0	40,000,000	△40,000,000
愛知県受取寄付金	0	17,780,000	△17,780,000
名古屋市受取寄付金	0	8,890,000	△8,890,000
(公財)日本オリンピック委員会受取寄付金	0	13,330,000	△13,330,000
一般正味財産への振替額	△6,502,654	△19,002,754	12,500,100
寄付金(一般正味財産への振替)	△6,502,654	△19,002,754	12,500,100
当期指定正味財産増減額	△6,502,654	20,997,246	△27,499,900
指定正味財産期首残高	20,997,246	0	20,997,246
指定正味財産期末残高	14,494,592	20,997,246	△6,502,654
III 正味財産期末残高	548,862,638	414,636,198	134,226,440

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

什器備品

定額法によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	3,000,000	0	0	3,000,000
小計	3,000,000	0	0	3,000,000
特定資産	0	0	0	0
小計	0	0	0	0
合計	3,000,000	0	0	3,000,000

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
定期預金	3,000,000	3,000,000	0	0
小計	3,000,000	3,000,000	0	0
特定資産	0	0	0	0
小計	0	0	0	0
合計	3,000,000	3,000,000	0	0

4. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
助成金 スポーツ振興 くじ助成金	独立行政法人日 本スポーツ振興 センター	54,953,000	406,736	54,953,000	406,736	未収金
合計		54,953,000	406,736	54,953,000	406,736	

5. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内容	金額
経常収益への振替額	
給料手当、法定福利費計上による振替	6,502,654
合計	6,502,654

附 属 明 細 書

1 基本財産及び特定資産の明細

財務諸表に対する注記に記載しているため省略する。

事業報告の附属明細書

1. 該当がありません

財産目録

2020年08月31日 現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
資産の部			
流動資産			
現金	手許保管	運転資金	99,600
預金	三菱UFJ銀行愛知県庁出張所	運転資金	336,192,457
未収金		スポーツ振興くじ	406,736
流動資産合計			336,698,793
固定資産			
基本財産			
定期預金	三菱UFJ銀行愛知県庁出張所	運用益を事業に使用している	3,000,000
その他固定資産			
什器備品	杭州アジア競技大会との共同PR動画	大会のPRに使用している	1,480,000
預託金		大会開催保証預託金	212,160,000
固定資産合計			216,640,000
資産合計			553,338,793
負債の部			
流動負債			
未払金		事業者等に対する未払金	4,321,726
預り金		源泉所得税等の預り金	31,096
流動負債合計			4,352,822
負債合計			4,352,822
正味財産			548,985,971

3 公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会事業報告書 (2020年9月1日から2021年3月31日まで)

(1) 大会開催に向けた着実な準備の推進

ア 競技

- ・パリオリンピック実施競技以外の実施競技の決定に向けて、アジア5地域及びOCA提案競技に係る情報収集や組織委員会提案競技に係るJOC等との調整を進めた。

イ 競技大会施設

(ア) 競技会場

- ・パリオリンピック追加競技が正式決定(2020年12月7日)したことから、実施競技に追加するとともに、サッカー等調整中であった競技を含め、調整が整った10競技会場を仮決定した。

(イ) 選手村

- ・メイン選手村について、必要なサービス施設の諸元をまとめるほか、後利用施設の一時使用の方法、仮設施設の仕様や大会後の再利用等について検討を進めた。
- ・選手村の分散について、先催大会を参考に競技ごとの参加人数を想定の上、必要な宿泊施設の確保の方法について検討を進めた。
- ・第20回アジア競技大会選手村後利用事業者募集に係る選手村関連事項について、内容の検討を愛知県及び名古屋市と協力して進め、愛知県及び名古屋市が募集要項を公表(2020年10月12日)した。

(ウ) 宿泊

- ・先催大会の宿泊実績等に関する情報を踏まえつつ、大会関係者別の宿泊施設配置計画の検討を進めた。
- ・大会関係者の宿泊施設を確保するため、業界団体やホテル等への協力依頼を行った。

(エ) 輸送

- ・仮決定した競技会場について、選手団及び観客の輸送にかかる輸送手段や輸送ルート等の検討、必要な輸送力の推計、渋滞箇所等の課題の調査と対応案の検討を進めた。

(オ) 宣伝活動

- ・杭州アジア競技大会組織委員会（HAGOC）との共同PR動画を発表（2020年7月21日）した。この動画を愛知県・名古屋市と杭州双方においてイベント等で活用するほか、WEBや公共施設で紹介するなど、共同PRの取組を進めた。
- ・大会エンブレムを用いたポスターやチラシを2020年7月に、スポーツイメージを用いたポスター及びチラシを2020年10月に制作した。

(カ) マーケティング

- ・スポンサー獲得などを担うマーケティング専任代理店候補企業を決定した。

(2) 組織委員会の体制整備

ア 公益財団法人への移行

- ・内閣府から認定を受け（2020年9月1日）、公益財団法人へ移行した。

イ 職員の募集

- ・大会の成功に向けて、大規模国際スポーツ大会特有の専門的な知識が必要な分野の業務について、確実かつ効率的に進めるため、専門職員の採用募集（2021年1月12日）を行った。

4 公益財団法人 愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会計算書類等
(2020年9月1日から2021年3月31日)

貸借対照表

2021年03月31日 現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	225,881,751	—	—
未収金	13,407,000	—	—
流動資産合計	239,288,751	—	—
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	3,000,000	—	—
基本財産合計	3,000,000	—	—
(2) 特定資産			
組織委員会特別積立金	35,575,000	—	—
愛知・名古屋アジア競技大会積立資産	80,000,000	—	—
特定資産合計	115,575,000	—	—
(3) その他固定資産			
什器備品	1,480,000	—	—
什器備品減価償却累計額	△554,999	—	—
預託金	212,160,000	—	—
その他固定資産合計	213,085,001	—	—
固定資産合計	331,660,001	—	—
資産合計	570,948,752	—	—
II 負債の部			
流動負債			
未払金	56,183,196	—	—
預り金	70,075	—	—
短期借入金	35,497,000	—	—
賞与引当金	2,004,356	—	—
流動負債合計	93,754,627	—	—
負債合計	93,754,627	—	—
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産	3,000,000	—	—
寄付金	3,000,000	—	—
(うち基本財産への充当額)	(3,000,000)	—	—
2. 一般正味財産	474,194,125	—	—
(うち特定資産への充当額)	(115,575,000)	—	—
正味財産合計	477,194,125	—	—
負債及び正味財産合計	570,948,752	—	—

正味財産増減計算書

2020年09月01日 から 2021年03月31日 まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取負担金等	13,000,264	—	—
民間助成金	13,000,264	—	—
受取寄付金	11,494,592	—	—
受取寄付金振替額	11,494,592	—	—
雑収益	868,190	—	—
受取利息	1,690	—	—
雑収益	866,500	—	—
基本財産運用益	300	—	—
基本財産受取利息	300	—	—
経常収益計	25,363,346	—	—
(2) 経常費用			
事業費	71,752,278	—	—
給料手当	4,140,987	—	—
賞与引当金繰入額	1,310,540	—	—
法定福利費	2,406,446	—	—
謝金	1,307,904	—	—
旅費交通費	2,538,865	—	—
渉外費	4,161	—	—
消耗品費	1,605,822	—	—
印刷製本費	931,917	—	—
光熱水料費	161,832	—	—
支払手数料	9,062	—	—
通信運搬費	285,974	—	—
広告宣伝費	4,562,129	—	—
委託費	47,799,612	—	—
支払利息	21,364	—	—
賃借料	2,173,528	—	—
減価償却費	431,666	—	—
消耗什器備品費	826,070	—	—
租税公課	882,872	—	—
廃棄物処理費	2,517	—	—
雑費	349,010	—	—

管理費	13,784,989	—	—
給料手当	2,192,287	—	—
賞与引当金繰入額	693,816	—	—
法定福利費	1,274,001	—	—
謝金	317,596	—	—
旅費交通費	176,156	—	—
渉外費	488	—	—
会議費	80,820	—	—
消耗品費	846,975	—	—
印刷製本費	379,669	—	—
光熱水料費	85,675	—	—
支払手数料	4,798	—	—
通信運搬費	150,583	—	—
委託費	5,864,050	—	—
賃借料	1,149,633	—	—
支払利息	11,311	—	—
消耗什器備品費	332,450	—	—
租税公課	38,578	—	—
雑費	184,770	—	—
廃棄物処理費	1,333	—	—
経常費用計	85,537,267	—	—
当期経常増減額	△60,173,921	—	—
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	—	—
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	—	—
当期経常外増減額	0	—	—
当期一般正味財産増減額	△60,173,921	—	—
一般正味財産期首残高	534,368,046	—	—
一般正味財産期末残高	474,194,125	—	—
II 指定正味財産増減の部			
一般正味財産への振替額	△11,494,592	—	—
寄付金（一般正味財産への振替）	△11,494,592	—	—
当期指定正味財産増減額	△11,494,592	—	—
指定正味財産期首残高	14,494,592	—	—
指定正味財産期末残高	3,000,000	—	—
III 正味財産期末残高	477,194,125	—	—

正味財産増減計算書内訳表

2020年09月01日 から 2021年03月31日 まで

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	全体
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
受取負担金等	13,000,264	0	0	13,000,264
民間助成金	13,000,264	0	0	13,000,264
受取寄付金	11,494,592	0	0	11,494,592
受取寄付金振替額	11,494,592	0	0	11,494,592
雑収益	0	868,190	0	868,190
受取利息	0	1,690	0	1,690
雑収益	0	866,500	0	866,500
基本財産運用益	300	0	0	300
基本財産受取利息	300	0	0	300
経常収益計	24,495,156	868,190	0	25,363,346
(2) 経常費用				
事業費	71,752,278	0	0	71,752,278
給料手当	4,140,987	0	0	4,140,987
賞与引当金繰入額	1,310,540	0	0	1,310,540
法定福利費	2,406,446	0	0	2,406,446
謝金	1,307,904	0	0	1,307,904
旅費交通費	2,538,865	0	0	2,538,865
渉外費	4,161	0	0	4,161
消耗品費	1,605,822	0	0	1,605,822
印刷製本費	931,917	0	0	931,917
光熱水料費	161,832	0	0	161,832
支払手数料	9,062	0	0	9,062
通信運搬費	285,974	0	0	285,974
広告宣伝費	4,562,129	0	0	4,562,129
委託費	47,799,612	0	0	47,799,612
支払利息	21,364	0	0	21,364
賃借料	2,173,528	0	0	2,173,528
減価償却費	431,666	0	0	431,666
消耗什器備品費	826,070	0	0	826,070
租税公課	882,872	0	0	882,872
廃棄物処理費	2,517	0	0	2,517
雑費	349,010	0	0	349,010
管理費	0	13,784,989	0	13,784,989
給料手当	0	2,192,287	0	2,192,287
賞与引当金繰入額	0	693,816	0	693,816
法定福利費	0	1,274,001	0	1,274,001

謝金	0	317,596	0	317,596
旅費交通費	0	176,156	0	176,156
渉外費	0	488	0	488
会議費	0	80,820	0	80,820
消耗品費	0	846,975	0	846,975
印刷製本費	0	379,669	0	379,669
光熱水料費	0	85,675	0	85,675
支払手数料	0	4,798	0	4,798
通信運搬費	0	150,583	0	150,583
委託費	0	5,864,050	0	5,864,050
賃借料	0	1,149,633	0	1,149,633
支払利息	0	11,311	0	11,311
消耗什器備品費	0	332,450	0	332,450
租税公課	0	38,578	0	38,578
雑費	0	184,770	0	184,770
廃棄物処理費	0	1,333	0	1,333
経常費用計	71,752,278	13,784,989	0	85,537,267
当期経常増減額	△47,257,122	△12,916,799	0	△60,173,921
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△47,257,122	△12,916,799	0	△60,173,921
一般正味財産期首残高	0	534,368,046	0	534,368,046
一般正味財産期末残高	△47,257,122	521,451,247	0	474,194,125
II 指定正味財産増減の部				
一般正味財産への振替額	△11,494,592	0	0	△11,494,592
寄付金（一般正味財産への振替）	△11,494,592	0	0	△11,494,592
当期指定正味財産増減額	△11,494,592	0	0	△11,494,592
指定正味財産期首残高	14,494,592	0	0	14,494,592
指定正味財産期末残高	3,000,000	0	0	3,000,000
III 正味財産期末残高	△44,257,122	521,451,247	0	477,194,125

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 引当金の計上基準

賞与引当金 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込み額のうち当期に帰属する額を計上している。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定額法によっている。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科	目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産					
定期預金		3,000,000	0	0	3,000,000
小	計	3,000,000	0	0	3,000,000
特定資産					0
組織委員会特別積立金					
愛知県		0	16,450,000	0	16,450,000
名古屋市		0	8,220,000	0	8,220,000
日本オリンピック委員会		0	10,905,000	0	10,905,000
愛知・名古屋アジア競技大会積立資産		0	80,000,000	0	80,000,000
小	計	0	115,575,000	0	115,575,000
合	計	3,000,000	115,575,000	0	118,575,000

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
定期預金	3,000,000	(3,000,000)	0	0
小 計	3,000,000	3,000,000	0	0
特定資産				
組織委員会特別積立金				
愛知県	16,450,000	0	(16,450,000)	0
名古屋市	8,220,000	0	(8,220,000)	0
日本オリンピック委員会	10,905,000	0	(10,905,000)	0
愛知・名古屋アジア競技大会積立資産	80,000,000	0	(80,000,000)	0
小 計	115,575,000	0	115,575,000	0
合 計	118,575,000	3,000,000	115,575,000	0

4. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
助成金						
スポーツ振興くじ助成金	独立行政法人 日本スポーツ振興センター	406,736	13,000,264	0	13,407,000	流動資産
合計		406,736	13,000,264	0	13,407,000	

5. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内	容	金	額
経常収益への振替額			
事務局経費等への計上による振替			11,494,592
	合計		11,494,592

附属明細書

1 基本財産及び特定資産の明細

財務諸表に対する注記に記載しているため省略する。

2 引当金の明細

(単位：円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	0	2,004,356	0	0	2,004,356

事業報告の附属明細書

1. 該当がありません

財産目録

2021年03月31日 現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
資産の部			
流動資産			
現金預金			
現金	手元保管	運転資金	47,671
普通預金	三菱UFJ銀行 愛知県庁出張所	運転資金	225,834,080
未収金	独立行政法人日本スポーツ振興センター	スポーツ振興くじ	13,407,000
流動資産合計			239,288,751
固定資産			
基本財産			
定期預金	三菱UFJ銀行 愛知県庁出張所	運用益を事業に使用している	3,000,000
特定資産			
組織委員会特別積立金	三菱UFJ銀行 愛知県庁出張所	組織委員会の運営維持のため特定資産として管理	35,575,000
愛知・名古屋アジア競技大会積立資産	三菱UFJ銀行 愛知県庁出張所	大会開催のため特定費用準備資金として管理	80,000,000
その他固定資産			
什器備品	杭州アジア競技大会との共同PR動画	大会のPRに使用している	1,480,000
預託金		大会開催保証預託金	212,160,000
固定資産合計			332,215,000
資産合計			571,503,751
負債の部			
流動負債			
未払金	パシフィックコンサルタンツ(株) 中部等	事業者等に対する未払金	56,183,196
預り金		源泉徴取税等の預り金	70,075
短期借入金	三菱UFJ銀行 愛知県庁出張所	従事する職員に対する給与の支払いのため	35,497,000
賞与引当金		従事する職員の賞与引当金	2,004,356
流動負債合計			93,754,627
負債合計			93,754,627
正味財産			477,749,124

監査報告書

2020年12月8日

一般財団法人 愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会
会長（代表理事） 大村 秀章 殿

監事 柘植 里恵

監事 前田 貢

監事 岩間 千晃

私たち監事は、2020年4月1日から2020年8月31日までの2020年度における理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及び関連する書類の調査を行い、当該年度に係る計算書類等（貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書並びに財産目録）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、当法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類等の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上

監査報告書

2021年6月1日

公益財団法人 愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会

会長（代表理事） 大村 秀章 殿

監事 高須 浩

監事 千田 博之

監事 柘植 里恵

私たち監事は、2020年9月1日から2021年3月31日までの2020年度における理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及び関連する書類の調査を行い、当該年度に係る計算書類等（貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書並びに財産目録）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、当法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類等の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。


以上

文書及び公印管理規程等の改正について

○文書及び公印管理規程【一部改正】

文書及び公印管理規程の一部を次のとおり改正する。

【文書及び公印管理規程】

変更案				現行規程
(公印の種類) 第 23 条 この法人の公印は、次に掲げるものをいう。 (1) ・ (2) <省略> <u>(3) 会長代行印</u>				(公印の種類) 第 23 条 この法人の公印は、次に掲げるものをいう。 (1) ・ (2) <省略> <u>(新設)</u>
別表第 2				別表第 2
会長代行印	18	 外丸に「公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会」	総務課長	<u>(新設)</u>

各様式中の「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

○情報公開規程【一部改正】

情報公開規程の一部を次のとおり改正する。

【情報公開規程】

変更案	現行規程
(第三者に対する意見書提出の求め等) 第 12 条 <省略> 2 会長は、第三者に関する情報が記録さ	(第三者に対する意見書提出の求め等) 第 12 条 <省略> 2 会長は、第三者に関する情報が記録さ

<p>れている文書等を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イ又は第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、第10条第1項の通知（以下「開示通知」という。）に先立ち、当該第三者に対し、開示申出に係る文書等の表示その他会長が定める事項を書面により通知して、意見書の提出を求めるものとする。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p><第3項省略></p>	<p>れている文書等を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号ロ又は第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、第10条第1項の通知（以下「開示通知」という。）に先立ち、当該第三者に対し、開示申出に係る文書等の表示その他会長が定める事項を書面により通知して、意見書の提出を求めるものとする。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p><第3項省略></p>
---	---

○就業規程【一部改正】

就業規程の一部を次のとおり改正する。

【就業規程】

変更案	現行規程
<p>（解雇の予告） 第43条 第41条の規定により職員を解雇する場合には、次の各号に掲げる場合を除き、少なくとも30日前にその予告をする。ただし、30日前に当該予告ができない場合にあつては、労働基準法第12条に規定する平均賃金（以下「平均賃金」という。）の30日分に相当する額の給与を支給する。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 天災事変その他やむを得ない事由のため事業の継続が不可能となった場合又は第49条第5号に規定する懲戒解雇を行う場合であつて、所管労働基準監督署長の認定を受けた場合</p> <p>2 <省略></p> <p>（安全衛生） 第44条 この法人は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及びその他の関係法令に基づき、職員の健康増進と安全衛生の確保のために必要な措置を講じるものとする。</p> <p>2 <省略></p>	<p>（解雇の予告） 第43条 第41条の規定により職員を解雇する場合には、次の各号に掲げる場合を除き、少なくとも30日前にその予告をする。ただし、30日前に当該予告ができない場合にあつては、労働基準法第12条に規定する平均賃金（以下「平均賃金」という。）の30日分に相当する額の給与を支給する。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 天災事変その他やむを得ない事由のため事業の継続が不可能となった場合又は第41条第5号に規定する懲戒解雇を行う場合であつて、所管労働基準監督署長の認定を受けた場合</p> <p>2 <省略></p> <p>（安全衛生） 第44条 この法人は、労働安全衛生法及びその他の関係法令に基づき、職員の健康増進と安全衛生の確保のために必要な措置を講じるものとする。</p> <p>2 <省略></p>

<p>(懲戒の事由)</p> <p>第48条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、所定の手続きの上、懲戒処分を行う。</p> <p>(1) 法令、この規程その他この法人の諸規程に違反した場合</p> <p>(2)～(8) <省略></p> <p>2・3 <省略></p>	<p>(懲戒の事由)</p> <p>第48条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、所定の手続きの上、懲戒処分を行う。</p> <p>(1) 法令、この規則その他この法人の諸規程に違反した場合</p> <p>(2)～(8) <省略></p> <p>2・3 <省略></p>
--	--

○育児休業等に関する規程【一部改正】

育児休業等に関する規程の一部を次のとおり改正する。

【育児休業等に関する規程】

変更案	現行規程
<p>(定義)</p> <p>第2条 <省略></p> <p>2 子の看護休暇とは、就業規程第24条第3号及び派遣職員等就業規程第20条第4号に規定する特別休暇をいう。</p> <p>3～6 <省略></p> <p>(申し出の回数制限)</p> <p>第10条 同一の子については、当該子に係る育児休業が中断、又は終了した場合であっても、次のいずれかに該当する場合を除き、重ねて育児休業を申し出ることできない。ただし、産後休業をしていない職員が、この誕生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間以内にした最初の育児休業については、1回の申し出には数えない。(第7条第3項及び前条第2項の場合は、この限りではない。)</p> <p><u>(1)</u> 当該子の育児休業期間が、新たに生まれた子の産前産後休業期間が始まったことにより終了した場合に、新たに生まれた子が産前産後休業期間中に次のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p><u>ア</u> 死亡したとき</p> <p><u>イ</u> 養子となったこと、その他の事情により職員等と同居しなくなったとき</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 <省略></p> <p>2 子の看護休暇とは、就業規程第24条第4号及び派遣職員等就業規程第20条第4号に規定する特別休暇をいう。</p> <p>3～6 <省略></p> <p>(申し出の回数制限)</p> <p>第10条 同一の子については、当該子に係る育児休業が中断、又は終了した場合であっても、次のいずれかに該当する場合を除き、重ねて育児休業を申し出ることできない。ただし、産後休業をしていない職員が、この誕生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間以内にした最初の育児休業については、1回の申し出には数えない。(第7条第3項及び前条第2項の場合は、この限りではない。)</p> <p><u>2</u> 当該子の育児休業期間が、新たに生まれた子の産前産後休業期間が始まったことにより終了した場合に、新たに生まれた子が産前産後休業期間中に次のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p><u>(1)</u> 死亡したとき</p> <p><u>(2)</u> 養子となったこと、その他の事情により職員等と同居しなくなったとき</p> <p><u>3</u> 新たに生まれた子の育児休業期間が始</p>

<p>(2) 新たに生まれた子の育児休業期間が始まったことにより、育児休業期間が終了した場合であって、その新期間の育児休業に係る子の全てが前項各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(3) 育児休業の申出を撤回した後に、配偶者の死亡などにより当該子を養育する者がなくなったとき。</p> <p>(4) 育児休業の申し出に係る子が、就業規程第 19 条第 1 項に規定する要介護者となったとき。</p> <p>(5) 保育所における保育の実施を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないとき。</p> <p>(育児短時間勤務期間中の給与) 第 38 条 育児短時間勤務を取得した職員の給与は、給与規程第 30 条第 3 項の規定により得られる額とする。</p>	<p>まったことにより、育児休業期間が終了した場合であって、その新期間の育児休業に係る子の全てが前項各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>4 育児休業の申出を撤回した後に、配偶者の死亡などにより当該子を養育する者がなくなったとき。</p> <p>5 育児休業の申し出に係る子が、就業規程第 19 条第 1 項に規定する要介護者となったとき。</p> <p>6 保育所における保育の実施を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないとき。</p> <p>(育児短時間勤務期間中の給与) 第 38 条 育児短時間勤務を取得した職員の給与は、給与規程第 22 条第 3 項の規定により得られる額とする。</p>
---	--

○職員給与に関する規程【一部改正】

職員給与に関する規程の一部を次のとおり改正する。

【職員給与に関する規程】

変更案	現行規程
<p>(時間外勤務手当) 第 20 条 <省略> 2・3 <省略> 4 次に掲げる時間の合計が 1 か月について 60 時間を超えた職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、1 時間当たり給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。 (1) <省略> (2) 前項の勤務の時間 <u>100 分の 50</u> 5・6 <省略></p> <p>(期末手当) 第 23 条 <省略></p>	<p>(時間外勤務手当) 第 20 条 <省略> 2・3 <省略> 4 次に掲げる時間の合計が 1 か月について 60 時間を超えた職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、1 時間当たり給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。 (1) <省略> (2) 前項の勤務の時間 <u>100 分の 25</u> 5・6 <省略></p> <p>(期末手当) 第 23 条 <省略></p>

<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u>（一般職職員でその職務の級が7級以上であるもの（これらの職員のうち、会長が別に定める職員を除く。第26条第2項において「特定管理職員」という。）にあつては <u>100分の107.5</u>、専門職職員にあつては <u>100分の167.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) <省略></p> <p>附 則 (派遣職員の地域手当の適用)</p> <p>2 当分の間、愛知県職員又は名古屋市職員の身分を有する者のうち公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）（以下「派遣法」という。）に基づき、法人に派遣された職員の第14条に規定する地域手当の適用については、「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「管理職手当の月額」と、「<u>100分の8.5</u>」とあるのは「<u>100分の8.5</u>（名古屋市職員の身分を有する者にあつては100分の15）」と読み替えるものとする。</p>	<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の130</u>（一般職職員でその職務の級が7級以上であるもの（これらの職員のうち、会長が別に定める職員を除く。第26条第2項において「特定管理職員」という。）にあつては <u>100分の110</u>、専門職職員にあつては <u>100分の170</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) <省略></p> <p>附 則 (派遣職員の地域手当の適用)</p> <p>2 当分の間、愛知県職員又は名古屋市職員の身分を有する者のうち公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）（以下「派遣法」という。）に基づき、法人に派遣された職員の第14条に規定する地域手当の適用については、「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「管理職手当の月額」と、「<u>100分の10</u>」とあるのは「<u>100分の10</u>（名古屋市職員の身分を有する者にあつては100分の15）」と読み替えるものとする。</p>
--	--

○旅費規程【一部改正】

旅費規程の一部を次のとおり改正する。

【旅費規程】

変更案	現行規程
<p>(車 賃)</p> <p>第13条 <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>3 路程に1キロメートル未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。</p>	<p>(車 賃)</p> <p>第13条 <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>3 路程 <u>(前項の規定により通算して計算する場合にあつては、当該通算した路程)</u> に1キロメートル未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。</p>

(日当、宿泊料及び食卓料)

第24条 <省略>

2 第20条第1項第4号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、旅行先の区分に応じた別表第2の定額の7/10に相当する額による。

3・4 <省略>

(死亡手当)

第26条 <省略>

2 職員が出張のため外国旅行中に死亡により退職し、かつ、その死亡地が本邦である場合において第3条第2項第4号の規定により当該職員の遺族へ支給する死亡手当の額は、前項の規定にかかわらず、第18条第1項の規定に準じて計算した旅費の額による。

3 第18条第2項の規定は、第3条第2項第4号の規定に該当する場合において第1項又は前項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の順位について準用する。

(旅行手当)

第27条 第6条第11項の規定により旅行手当を支給する旅行は、別表第2の定額による旅費を支給することを適当でないと認めて会長が指定する旅行とし、旅行手当の額、支給条件及び支給方法は、その都度旅行命令権者が会長に協議して定める。ただし、その額は、当該旅行の性質に応じ、第6条各項に掲げる旅費の額についてこの規程で定める基準を超えることができない。

(日当、宿泊料及び食卓料)

第24条 <省略>

2 第20条第1項第2号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、旅行先の区分に応じた別表第2の定額の7/10に相当する額による。

3・4 <省略>

(死亡手当)

第26条 <省略>

2 職員が出張のため外国旅行中に死亡により退職し、かつ、その死亡地が本邦である場合において第3条第2項第4号の規定により当該職員の遺族へ支給する死亡手当の額は、前項の規定にかかわらず、第17条第1項の規定に準じて計算した旅費の額による。

3 第17条第2項の規定は、第2条第8号の規定に該当する場合において第1項又は前項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の順位について準用する。

(旅行手当)

第27条 第5条第11項の規定により旅行手当を支給する旅行は、別表第2の定額による旅費を支給することを適当でないと認めて会長が指定する旅行とし、旅行手当の額、支給条件及び支給方法は、その都度旅行命令権者が会長に協議して定める。ただし、その額は、当該旅行の性質に応じ、第5条各項に掲げる旅費の額についてこの規程で定める基準を超えることができない。

理事候補者選任案

氏名	所属・役職等
大村 秀章	愛知県知事
河村たかし	名古屋市市長
山本 亜土	愛知県商工会議所連合会会長（名古屋商工会議所会頭）
水野 明久	一般社団法人中部経済連合会会長
内藤 弘康	名古屋商工会議所副会頭
柘植 康英	一般社団法人中部経済連合会副会長
加留部 淳	中部経済同友会代表幹事
加藤 慎也	愛知県副知事
青山 桂子	愛知県副知事
杉野みどり	名古屋市副市長
廣澤 一郎	名古屋市副市長
中村 昭彦	名古屋商工会議所副会頭
大島 卓	一般社団法人中部経済連合会副会長
尾堂 真一	中部経済同友会代表幹事
新美 文二	愛知県商工会連合会会長
泉 正文	公益財団法人日本スポーツ協会副会長兼専務理事
箕輪田 晃	公益財団法人愛知県スポーツ協会理事長
後藤 泰之	公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会副理事長 （名古屋市体育協会会長）
坂田 憲治	愛知県議会議長
服部 将也	名古屋市会議長
山田 拓郎	愛知県市長会会長（犬山市長）
鈴木 達雄	愛知県市議会議長会会長（新城市議会議長）
横川 浩	公益財団法人日本陸上競技連盟会長
佐々木龍也	日本労働組合総連合会愛知県連合会会長
高橋 繁浩	愛知県スポーツ推進審議会会長
中田 有紀	名古屋市スポーツ推進審議会会長
吉田沙保里	オリンピック

備考 任期は、理事に選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

※上記以外につきましても、所属団体における異動等により、第 5 回評議員会が開催される 6 月下旬までに、理事を選任することが必要となった場合には、適宜、情報を反映させ第 5 回評議員会で選任を議決します。

職務執行状況

(2021年4月1日から2021年6月7日まで)

1 大会開催に向けた着実な準備の推進

(1) 競技

- ・アジア5地域及びOCA提案競技に係る情報収集を行うとともに、組織委員会提案競技について、開催都市との調整を進めている。

(2) 競技大会施設

ア 競技会場

- ・マラソンスイミング等、調整中の6競技会場について、国内競技団体、施設所有者との調整を進めている。
- ・2021年3月の理事会において仮決定した43競技会場について、会場運営計画（選手の動線等）の検討を行うと同時に、競技実施に必要な整備（諸室、大型映像装置等）についても、国内競技団体や施設所有者と調整を進めている。

イ 選手村

- ・メイン選手村について、後利用事業者募集により提出された各提案に基づき、選手村施設整備の時期や規模などの確認を進めている。
- ・宿泊施設が不足する地域におけるサブ選手村候補地について、敷地の測量及び地盤等の調査を実施している。

(3) 宿泊

- ・宿泊施設の確保に向け、ホテル等の業界団体へ協力依頼を行うとともに、仮配宿計画作成に向けた宿泊施設（客室数等）や駐車場などの付帯施設（駐車可能スペース等）、宿泊システムの機能等についての調査を実施している。

(4) 輸送

- ・2020年度に引き続き、選手団及び観客の輸送にかかる輸送手段や輸送ルート等の検討を進める他、輸送全体の基本的な考え方を示した輸送計画素案の検討を進めている。

(5) 宣伝活動

- ・大会の成功に向け、広報PR、練習施設の確保、ボランティアの確保等、幅広い分野において、全国の大学と連携を図るため、まずは、愛知県内の大学との連携協定締結に向け、調整を進めている。

(6) マーケティング

- ・スポンサー獲得等を担うマーケティング専任代理店候補企業と契約条件の調整を行っている。

2 組織委員会の体制整備

- ・国際スポーツ大会運営経験を有する専門職員を若干名採用予定。